

**令和6年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の一部地域  
における終了に伴う振替納税のお知らせ**

この度の令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年6月14日付国税庁告示第13号により、下表の地域に納税地のある方につきましては、令和6年1月1日から令和6年7月30日までに法定納期限が到来する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の延長後の法定納期限は、令和6年7月31日となりました。

これに伴い、振替納付日については、次のとおりといたします。

都道府県名	地域
石川県*	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町
富山県	富山県

※ 石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に納税地がある方の申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況にも十分配慮して検討してまいります。

## 1 申告所得税及び復興特別所得税

○ 令和5年分確定申告

納期限（当初）	振替納付日
令和6年3月15日（金）	令和6年8月19日（月）

※ 令和6年分予定納税の各納期限及び振替日は次のとおりです。

第1期分：令和6年9月30日（月）

第2期分：令和6年12月2日（月）

## 2 消費税及び地方消費税（個人事業者）

(1) 令和5年分

イ 確定申告

納期限（当初）	振替納付日
令和6年4月1日（月）	令和6年8月26日（月）

ロ 中間申告（年 11 回の方）

次の中間申告分については、その提出期限が確定分の提出期限と同一日（令和 6 年 7 月 31 日）となりました。これに伴い、消費税法第 42 条の 2 の規定により、中間申告書の提出を要さないこととなるため、納付する必要がないことから、振替納税は行いません。

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日
中間10回目	令和 6 年 1 月 4 日(木)	振替納税は行いません
中間11回目	令和 6 年 1 月 31 日(水)	

ハ 課税期間の特例

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
3 月 特例	令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日(月)	令和 6 年 8 月 26 日(月)
1 月 特例	令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日	令和 6 年 1 月 4 日(木)	
	令和 5 年 11 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日	令和 6 年 1 月 31 日(水)	
	令和 5 年 12 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日(月)	

(2) 令和 6 年分

イ 中間申告

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
年 3 回	中間 1 回目	令和 6 年 5 月 31 日(金)	令和 6 年 8 月 26 日(月)
年 11 回	中間 1 ～ 3 回目	令和 6 年 5 月 31 日(金)	
	中間 4 回目	令和 6 年 7 月 1 日(月)	
	中間 5 回目*	令和 6 年 7 月 31 日(水)	

※ 期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。

ロ 課税期間の特例

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
3 月 特例	令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 5 月 31 日(金)	令和 6 年 8 月 26 日(月)
1 月 特例	令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日(月)	
	令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日	令和 6 年 4 月 30 日(火)	
	令和 6 年 3 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 5 月 31 日(金)	
	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日	令和 6 年 7 月 1 日(月)	
	令和 6 年 5 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日*	令和 6 年 7 月 31 日(水)	

※ 期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。